

# 介護事業者の事故対応

## ノロに感染して死亡したのは施設の責任だと主張する家族

— 一分かりにくい感染症被害の過失責任 —

### ■「施設で感染したために命を落とした」という家族

Bさん（男性82歳）は、要介護3の在宅の利用者で、娘さんと一緒に暮らしており、月に1週間程度ショートステイを利用しています。Bさんがショートステイに入所した翌日、その日に入所した利用者AさんがBさんと同席していたテーブルで激しく嘔吐をしました。看護師はノロウイルスによる感染性胃腸炎を疑い、同じテーブルのBさんたちの服を脱がせ二次感染の対策を講じました。施設ではAさんの家族にこの出来事を連絡して受診してもらったところ、Aさんはノロウイルスによる感染性胃腸炎と診断されたため、すぐ退所をして頂きました。

翌日の夕方、Aさんと同じテーブルにいたBさんを含む3名の利用者が激しい下痢を起こしたため、受診すると同様にノロと診断されました。施設では感染した3名の利用者の家族に連絡して引き取りを求めましたが、Bさんの娘さんだけ仕事の都合でどうしても引き取れずにいたため、ショートの利用が継続となりました。ショートステイでは、看護師がBさんのかかりつけ医に連絡し、指示に従って脱水予防のための水分補給に努めるなどできる限りの処置をしました。

ところが、Bさんは発症の2日後に経口による水分摂取ができなくなり、3日後、突然意識不明になり救急搬送されました。Bさんは既往症の脳梗塞の発作が再発し、1週間後に亡くなりました。娘さんはBさんの死亡について施設に責任があると主張してきたため、施設長は適切な処置を行ったとていねいに説明しましたがそれでも、娘さんは「施設で感染して命を落としたのだから施設の責任だ」と譲りません。

どのように対応すれば良かったのでしょうか？

## 施設でノロに感染して死亡した場合の責任は？

### [事例から学ぶ対応のポイント]

#### ■施設はノロ感染事故の責任を問われるか？

施設の入居者が感染症で死亡した場合、施設は責任を問われるのでしょうか？一人目のAさんの感染からBさんに感染し、Bさんが死に至るまでの経過で、施設に過失があるかどうかを検証する必要があります。一人目の発症者Aさんは入所の翌日に発症していますので、Aさんの感染に対しては施設の責任を問われる可能性は少ないでしょう。しかし、他の利用者への二次感染を防止する義務は極めて重いと考える必要があります。感染症発症者が出た時、施設の対応が適切であれば他の利用者への感染はかなり防げるからです。



#### ■重度化防止の義務

次に、重度化防止の義務について考えてみましょう。たとえ感染防止の義務を果たしていても、利用者が感染した後の対応に落ち度があって、肺炎を併発したり持病が再発して重度化すれば施設は責任を問われるかもしれません。Bさんは、ノロ感染後もショートを継続していますから、施設はBさんの容態が重度化しないように、適切な処置を行う義務があります。基本的にはかかりつけ医の指示に従って対応しますが、経口で水分補給ができなくなった時点で、受診し水分補給のための点滴を行えば、脱水による脳梗塞の発作はさげられたかもしれません。

以上のように、感染防止と重度化防止の義務を果たしていたかどうか、施設の過失責任の判断基準になります。しかしながら、施設の過失を立証することも過失が無いことを家族に納得させることも大変難しいと言えます。施設入居者が感染して死亡しても、訴訟になるケースが少ないのは施設の過失を立証しにくいからです。しかし、訴訟では施設の過失を立証しにくくても、家族は「施設で感染したために死んだ」と考えますから、納得できないケースが多くトラブルが避けられません。

発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
マーケット開発部 市場開発室  
担当 堀江 TEL 03-5789-6456

担当課・支社 代理店

株式会社福祉施設共済会  
東京都渋谷区渋谷1-5-6 SEMPOSビル  
電話03-5466-0881 FAX03-5466-0882